

少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則に基づく還付等公告に関する要綱の制定について（例規通達）

このたび、別添のとおり「少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則に基づく還付等公告に関する要綱」を制定し、平成19年11月1日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則に基づく還付等公告に関する要綱について

1 制定の趣旨

警察本部長又は警察署長の権限とされる還付、交付及び複写を受けるべき者の所在不明時における公告手続について、その運用に誤りがないようにするため別記様式のとおり記載事項を定めたもの。

2 還付等公告の方法

警察本部長又は警察署長が、規則第2条に規定する還付等公告を行うときは、別記様式に必要事項を記載の上、警察本部又は警察署の掲示場に14日間掲示するものとし、特に必要があるときは、掲示の期間を延長するものとする。

別記様式（2関係）

押収物還付等公告

年 月 日

富山県警察本部長 氏 名印
(富山県 警察署長 氏 名印)

下記の押収物は還付等不能につき、刑事訴訟法第499条の規定及び同法第499条の2第1項で準用する同法第123条第3項の規定により公告する。

受還付人等は、少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第499条第3項所定の期間内に還付等の請求をされたい。

(この公告の末日は、 年 月 日である。)

記

- 1 事 件 名 年 第 号 事件
- 2 押 収 番 号 年 第 号
- 3 押収物の品名及び数量
- 4 押収物に対する処分の種別 還付・交付・複写
(交付・複写の場合は、電磁的記録を特定するに足りる事項)

注 事件名は、事件受理番号と罪名のみとし、受還付人等の氏名が明らかな場合には、数量の次に「受還付人等何某」と記載するものとする。

押収物に対する処分の種別は、還付、交付、複写のいずれかに丸をし、交付又は複写の場合は、電磁的記録を特定するに足りる事項を記載するものとする。